

災害廃棄物安全評価検討会（第7回） 議事要旨

日時：平成23年9月25日（日）13:00～15:25

場所：環境省 第一会議室

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、杉浦委員、新美委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 塩崎課長
厚生労働省 労働基準局安全衛生部労働衛生課 安井中央労働衛生専門官
福島県 生活環境部 一般廃棄物課 上野課長
独立行政法人日本原子力研究開発機構
安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹
財団法人日本分析センター 北村精度管理室長
財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事
財団法人日本環境衛生センター 河邊理事
財団法人日本環境衛生センター 環境工学部 秋月次長

環境省：南川事務次官、谷津官房長、関水環境担当審議官
森谷福島除染推進チーム長、清水大臣官房審議官
廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長
廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川課長
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われ、終了時の南川次官挨拶は公開された。

議 題

1. 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針について
 - ア. 環境省から、資料3、4に基づき、放射性物質汚染対処特別措置法の省令等により規定すべき事項、同法に基づく基本方針の論点について説明があった。
 - イ. 環境省から、汚染廃棄物対策地域の範囲は、警戒区域及び計画的避難区域とするという案を示したところ、委員から特段の反対意見はなかった。
 - ウ. 委員から、減容することにより放射能濃度が高い濃度に濃縮されたものに関しては、国が中心となって処理することを明示すべきとの指摘があった。
 - エ. 委員から、現在住民が住んでいる地域だけでなく、今住んでいなくても今後帰還が予定されている地域においても、同様に処理を進めるべきとの指摘があった。
 - オ. 委員から、放射性物質に汚染された廃棄物を処理する際は安全に処理を行うことが基本であり、そのことを明示すべきとの指摘があった。
2. 指定廃棄物の指定基準等について
 - ア. 環境省から、資料5-1、5-2、5-3に基づき、放射性物質による汚染状態の調査義務対象施設、その調査方法、指定廃棄物の指定基準の検討について説明があっ

た。

- イ. 委員から、調査対象施設は 100Bq/kg 以上を対象とすると説明が付きやすいとの指摘があった。また、測定方法について、3 回測定して放射性物質濃度が低いレベルとなっているのであれば、測定対象から除いても構わないのではないかと指摘があった。
- ウ. 委員から、指定廃棄物を特定する観点から指定基準となる濃度に合った水準で調査対象となる地域を決める必要があるとの意見があった。ただし、産業廃棄物については広域で移動することに配慮すべきとの指摘があった。
- エ. 委員から、指定基準について、電離放射線障害防止規則（電離則）を考慮して設定すると分かりやすいとの指摘があった。
- オ. 委員から、指定基準について、処分場での管理方法を示すことで、一定の管理期間を経た後に受ける追加被ばく線量で判断してよいのではないかと指摘があった。
- カ. 委員から、指定基準について、濃度だけでなく溶出特性なども考慮してはどうかとの指摘があった。また、指定基準を議論する際は、その廃棄物の処理基準も含めて全体で議論する必要があるとの指摘があった。

3. 特定廃棄物等の処理基準等について

- ア. 環境省から、資料 6-1、6-2、6-3 に基づき、特定廃棄物の処理基準等、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する特別の処理基準、同処理施設に関する維持管理基準の検討について説明があった。
- イ. 委員から、現場保管基準について、周辺での放射線の監視測定は必要ではないかとの意見があった。
- ウ. 委員から、受入側の安心のために収集・運搬の際の事故対応等についても考慮する必要があるのではないかと指摘があった。
- エ. 委員から、処理基準について、地下水系への影響は見ているが、飛散抑制について放射線防護の観点のみならず廃棄物の適正処理の観点からも明示すべきとの意見があった。

4. 100,000Bq/kg を超える廃棄物の埋立処分等について

- ア. 環境省から、資料 7 に基づき、100,000Bq/kg を超える廃棄物の埋立処分等の検討について説明があった。
- イ. 委員から、処分場の安全評価を個別に行えば、遮断型の処分場のみならず、管理型の処分場でもコンクリートの箱につめるなどの条件によっては、100,000Bq/kg を超えるものでも埋立が可能ではないかとの意見があった。
- ウ. 委員から、既存の処分場を想定しているのか新設を想定しているのかと質問が出たところ、環境省から物量によるが両方あり得るとの回答があった。
- エ. 委員から、処分場の設置について、豪雨で土砂崩れのおそれのないところなど地理的な要件を配慮する必要があるとの意見があった。
- オ. 委員から、処分場の設置による影響について、住民の意見を聞く機会を設ける必要があるとの指摘があった。

5. その他

- ア. 委員から、資料 8、10 に基づき、放射性セシウムの溶出試験結果及び処分場浸出水処理施設における放射性セシウムの挙動について説明があった。
- イ. 委員から、焼却灰にゼオライトやベントナイトを混ぜると溶出量が減少するが物量は増えるので、メリットとデメリットがあるとの指摘があった。
- ウ. 環境省から、資料 9 に基づき、一般廃棄物焼却施設から排出される放射性セシウムを含む焼却灰の処理について今後の進め方案の説明があった。

エ. 委員から、主灰の埋立てについて、容器のイメージについて質問が出たところ、環境省からフレコンバックやドラム缶を想定しているとの回答があった。

オ. 議事の終了後に、南川次官から挨拶。

配付資料

- 資料 1 第 7 回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
- 資料 2 第 6 回検討会議事要旨
- 資料 3 放射性物質汚染対処特別措置法政省令規定事項等（廃棄物関係）と今回の資料との対応関係
- 資料 4 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針について
- 資料 5 - 1 放射性物質による汚染状態の調査義務対象施設について
- 資料 5 - 2 放射性物質による汚染状態の調査方法について
- 資料 5 - 3 指定廃棄物の指定基準について
- 資料 6 - 1 特定廃棄物等の処理基準等について
- 資料 6 - 2 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する特別の処理基準について
- 資料 6 - 3 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設に関する特別の維持管理基準について
- 資料 7 100,000Bq/kg を超える廃棄物の埋立処分について
- 資料 8 都市ごみ焼却飛灰とゼオライト等の混練物に関する放射性セシウムの溶出試験結果
- 資料 9 一般廃棄物焼却施設から排出される放射性セシウムを含む焼却灰の処理について（今後の進め方案）
- 資料 10 最終処分場浸出水処理施設における放射性セシウムの挙動

- 参考資料 1 8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針
- 参考資料 2 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図
- 参考資料 3 文部科学省による福島県西部の航空機モニタリングの測定結果について
- 参考資料 4 一般廃棄物最終処分場における排水中の放射性物質の測定結果について